

合理化の斷面

——桐生織物業を中心として——

永 山 武 夫

一 序

昭和二十八年八月下旬、桐生で調査した、中小織物企業の労働力の實態研究の報告の一部が、この稿である。

一、これは、豫備調査であり、主として協同組合の資料と、聞き取り、及び桐生では代表的な經營のよい、内需ものの會社一、二の、簡単な試験的調査からなつている。

二、實態調査は、準備の出來次第行う豫定であり、それは次回に發表したいと思う。

三、この調査は文部省科學研究費による課題「労働協約」を研究するための一部をなすものである。現今の勞資關係の推移を圖る際に、その集中的表現の一つたる労働協約の實態と形態との差を見る事は、一つの重要な手懸かりたる事を失わない。好況と不況を織りなしつつ、次第に恐慌の淵え流れつつあるかに見える日本の經濟。そのあらわれとしての企業合理化、獨占の強化。これらの影響は、當然そのしわよせを中小企業と、その労働者にも強く、さざみこまずにはいない。労働協約というものを、爾來、持つてもない桐生の大部分の中小織物企業の實態は、その簡単な豫備調査からしても、右の傾向を裏付けている。労働基準法に規定された最低限の、労働者保護も、就業規定、給與規定等で假に保障しているとしても、それは矢張り單なる、形態にすぎなかつた。

四、この豫備調査は、筆者一人で約二日間の短時日に行つたものにすぎない。その内容は恐らく、實態調査のための、ほんの手懸かりを得たという程度にとどまらう。然しそれにしても、そこ迄行い得たのは、桐生在住の友人其他の、熱心な協力を得ることの出来たおかげである。

二 桐生織物工業の概観

桐生織物の生産状況は、大別して内需と、輸出に分れるが、最近の傾向は、年を追つて輸出ものが減少し、相對的に内需ものが増加しつつある。内需ものの主な製品種別は、帯類、着尺類、洋反類であり、輸出ものは、マンラ、ハシカチ、其他がある。その内譯を昭和二十七年と、前年との比較においてみると、次の通りである。

(第一表)

昭和27年度(1月~12月)1ヶ年間生産高前年比

	數		基		金		額	
	27年	前年	前年比	27年	前年	前年比		
出	32,170,109 <small>円</small>	32,661,446 <small>円</small>	98%	2,462,421,854 <small>円</small>	3,007,756,529 <small>円</small>	82%		
内 需	11,022,756 "	9,223,000 "	119%	3,659,069,257 <small>円</small>	2,681,917,405 <small>円</small>	136%		
計	43,192,865 "	41,884,446 "	103%	6,121,491,111 <small>円</small>	5,689,673,934 <small>円</small>	107%		

輸出内需の比率

	率		率		率	
	27年	前年	27年	前年	27年	前年
輸 出	74%	78%	40%	53%		
内 需	26%	22%	60%	47%		

内需の比率

品類	数		金		比率	
	27年	前年	27年	前年	前年比	前年比
糖類	2,335,989 *	1,178,945 *	1,831,363,415円	1,051,179,610円	198%	174%
藩尺物	609,661 匁	371,920 匁	1,208,597,590円	672,227,383円	164%	180%
洋反類	3,225,097 ^キ _ヤ ^カ _カ	4,425,841 ^キ _ヤ ^カ _カ	619,108,252円	958,510,410円	73%	65%

輸出の主なもの

品類	数		金		比率	
	27年	前年	27年	前年	前年比	前年比
人絹マクラ	1,589,000 ^キ _ヤ ^カ _カ	1,392,000 ^キ _ヤ ^カ _カ	904,998,000円	1,148,048,000円	115%	84%
人絹ハンカチ	2,397,000 "	2,563,000 "	398,369,000円	542,809,000円	94%	73%
人絹格子	1,437,850 ^キ _ヤ ^カ _カ	2,315,630 ^キ _ヤ ^カ _カ	83,765,120円	206,040,788円	62%	43%
人絹絞シルバ	423,994 "	860,052 "	57,208,510円	170,145,480円	49%	34%
オーガンゼー	822,022 "	1,141,309 "	133,575,471円	122,816,309円	72%	108%
ジョーゼット	1,167,923 "	781,412 "	241,357,675円	179,914,330円	149%	134%

(絹生織物協同組合類)

この第一表の資料を作成した絹生織物協同組合調査課の言によれば、昭和二十八年度の七月迄の推定は、輸出が金額三とすると、内需七の割合であり、平方ヤールにして、輸出六十五に對し、内需三十五の比率を示すと言う。かくて、第一表においても、輸出、内需の比率は、昭和二十七年と、その前年とでは、前者において七十四對二十六、後者において七十八對二十二、金額においても、前者四十對六十であるのに、後者は五十三對四十七であり、それに

今年度の推定を加えれば、桐生の織物の年間總生産高のうち、輸出と内需との比率は、その生産量においても、金額においても年を追つて、内需に重點がおかれつつある現状である。

更に、絶對量の面でも、昭和二十七年度は前年に對比し、輸出品で生産量において二%の減少を示し、金額で八%の減少となつてゐる。又内需は、前年にくらべ、十九%の生産増であり、金額の面では、三十六%の増加を示す。これは、ある程度、輸出の不振を物語つており、それを内需の面でカバーしようとしていることが想像される。

輸出品目の中では、人絹マフラー、人絹ハンカチーフが、相當部分を示しており、これをヤール數にすれば、兩者の合計生産高八に對し、他の主要輸出品目（第一表参照）は二の割合である。又金額の點でも、前二者が六で、後者は四の比率となる。昭和二十八年度も同じ傾向であり、六月一ヶ月をとつてみれば輸外向總生産量一九二万平方ヤールのうち、マフラーだけで、一一〇万平方ヤールと、その過半數を占めてゐる。このように輸出品目の重要部面であるマフラーや、ハンカチーフの輸出價格は、前者が單位當り、前年比約二十七%の値下がりであり、後者は同じく約二十%の値下がりである。然るにマフラーの如きは、前年比、一五%の生産増であり、ハンカチーフにしても、同じく僅か六%しか、その生産は減少していない。

右のような、人絹マフラー、人絹ハンカチーフ等を主として生産してゐるメーカーが、織機の数、大體二、三臺から十臺前後の、しかも性能の悪い安價な織機を有してゐる零細機家であり、且、その相當部分が、中間搾取を強いられてゐる賃機家である事を想う時、所謂、合理化が、如何にかかる零細賃機家にもしわよせされ、又そこで働く労働者達にしわよせされてゐるかが推定される。^(註)

註「間取り」によれば、かかる零細機家は多く、既に生産していても普通の場合赤字であり、それを超労働、例えば雇傭してゐる女工は、晝間十二時間働かせ、夜間十二時間は自家勞働で機械を稼働させ、二十四時間フルに機械を動かす由。休日は、相

この第二表、(2)のうち、三〇〇臺迄と云う工場は舊式な織機を設備しており、且現在は、或る大阪の商會社に經營を任せている。一三〇臺迄の三工場のうち、一工場は解體し、一工場は工員管理、一工場は地方銀行が管理してい

(第二表)

(1) 従業員數別工場數

3人迄	178工場	70人迄	3工場
5	197	80	2
10	264	90	1
15	86	100	1
20	47	112	1
30	57	141	1
40	19	合計	878工場
50	16	休止	67工場
60	5	總計	945工場

(2) 設備臺數別工場數

3臺迄	78工場	50臺迄	2工場
5	296	60	3
10	428	70	1
15	89	80	4
20	65	90	1
25	26	100	1
30	12	130	3
35	8	150	
40	8	200	
45	4	300	1
		總計	945工場

當規模が大きい（織機五十臺前後）工場でさえ、月二回の連休日以外は、これを扱っていない。彼等、零細貸機業者は、その設備している織機の性質が低廉のため、高級な内需向け本御石とか、名古屋帯等を、つくりえない。従つて上述の如く、マフラー、ハンカチーフ等が、その値段を下げられ、且原来價格が、次第に上昇するという板挟みにあえば、なお一層、内巻を酷使することによつて、コストをさげ單位當り僅かな利幅を量によつて補なつてゆかねばならない。

尙、零細貸機業の様態の研究は、次の實態調査における主要課題である。

桐生の織物工場の數は前記調査課の調べによれば、昭和二十八年六月現在で次のようになつてゐる。

註 左の表には小俣（二十三工場）菱（三十八工場）毛里田（十五工場）其他（九工場）を含まない。

る。一〇〇臺の一工場、常態の經營を續行。九〇臺迄の工場は銀行管理。八〇臺迄は、二つが銀行と商事會社の管理下にあり、他の二工場が操業を續行。七〇臺迄の一工場は不明。六〇臺迄の三工場は、一つが分散、他の二つは、共に銀行管理。以上のように桐生としては大規模な、織物工場のうち、六十臺以上の織機を有する工場のうちで、經營の健全なものは、現在十四工場のうち、僅かに、三、四工場を數えるにすぎない。更に設備臺數、十臺前後乃至それ以下の零細工場も、その設備機械の舊式なものと相俟つて、苦しい經營をしているかに推定される。従つて桐生の織物に關しては、その最適經營規模は、四、五十臺前後の設備臺數を有する中流工場の間求められる。

更に調査課の調べによれば、昭和二十八年六月現在、桐生の織物工場労働者の總數は、男子一、八〇二人、女子七、〇七九人、合計八、八八一人。このうち半農の家庭を持つ労働者は約十%、又工場の寮その他に住込んでゐる者は約二〇%位という。平均年齢は、女子工員、二四・五歳、男子工員、二八・九歳。これらの數字は、十大紡の如き、大紡績企業の労働者が、女子においては約九〇%が寄宿舎生活をし、男工の場合でも約五〇%近くを占めてゐる事實、平均年齢は、女子工員が二〇歳、男子工員が二九歳という事實、と對比するとき、桐生の中小織物企業が、その職工募集法として、縁古、張紙を主とするのと合せて、如何に大企業と、その労働力構成、労働力給源等を異にしてゐるかが推察される。^(註)

註 西田禮治著「國家獨占資本主義下の纖維産業」参照。

1. 總紡績労働者總數に占める通勤者の割合

昭和二十二年二月男子五二・六%、女子九・五%計一五・五%、昭和二十三年二月男子、五三・六%、女子、一〇・九%、計一七・〇%

(右著書一六頁)

2. 總紡績従業員の平均年齢

男子工員二九・二七歳、女子工員二〇・〇〇歳（同右二五頁）

3. 綿業労働力給源關係

戦前に比し「一般に遠い地方からの出身率が減じ近在の出身率が増してはいるが、なお全工場、女工数の三分の一近くを占める近畿では九州（鹿児島）中部（新潟）から、中部（東海）では東北、北陸から、北陸では中部（新潟）から、關東では東北、北陸、中部から、中國では九州、四國からというように戦前からの募集地盤との結びつきは依然として強固なものがある。」（同右一五頁）というように、その労働力給源地は全國的である。

桐生の織物工場の場合は、その自宅通勤の壓倒的多數や、募集方法からしても、その労働力給源地は、桐生市内、ならびに、通勤可能な程度の近在に大體限られている事が分る。これは廣範な募集費用にかけける負擔を、小規模な經營が負いきれないことと、半農の労働者が總數の十％というように昔からの傳統ある機業地として桐生市及びその周邊工場労働者の家庭が、需要に略充當する程度に在住していることによる。それは又反面、織機臺數の増加とこれに伴う労働需要の増加の場合、供給面の弾力性が乏しい事と、平均賃金の低いこと（後述）からして、該地域内から社會的労働人口を増加せしめる。乃ち女子の家事従事者や、老齡者迄が、労働力となつて登場する。これが桐生の労働者（特に女子工員）の平均年令が、大紡績企業に比して高い所以であらう。

三 試驗的調査（A會社）

今回の豫備調査の一環として、桐生ではその營業成績の良好な部類に屬する二つの會社の様態を調査した。その規模は兩社共略同様であり、A會社の方は高級な、御召、帯地等を一貫作業で生産している内需専門。B會社は、その外にネクタイ等もつくる機織だけの會社。この兩者の場合においても労働事情は、大企業に比しても、又その他の主

要産業に比しても、芳ばしくはない。

A 會社。終戦直後に再開業しており、設立は古く、五十年の歴史を持つている。資本金は五十萬圓。ただし再開以來増資していない。工場は敷地五〇〇坪、織工場は九〇坪と二〇坪の二ヶ所、染工場六三坪（乾燥室、ポイラー室を含む）糸練場五〇坪、倉庫一八坪、事務所一二坪、分工場五〇坪、その他に休息場一六坪がある。織機臺数は、九〇坪の工場に三二臺、二〇坪の工場に一二臺、計四四臺中稼働臺数は三六臺。職工の總数は六九人、内男二二名。事務員五名。製品は主として絹紋御召、緋御召、ならびに帯等。月産額は前記生産設備の外に常時經營している貸織機三五臺の生産額も含めて、二、〇〇〇反前後。設備臺數に比して職工の數の多いのは、染色工場等も有して、一貫作業を行うためである。

職工のうち、桐生市在住者は五二名と多數を占め、その他は、市外菱村一四名、市外河内村四名、梅田村二名である。このうち男工五人、女工一人寄宿舎に入り、他はすべて通勤である。學歷は小學校卒業三八名と半數、高等小學校卒業は十三名、新制中學校卒業一八名。平均年令は女工、二八・八六歳、男工二六・六歳。女工の方が平均年令は上であつた。職種別では、織布工四〇名、整經工七名、糸練工八名、管卷工六名、機械保全工四名、検査工三名、ポイラーマン一名。總數六九人のうち、その職工の家庭が農地を所有している者は二名。職工の平均賃金は、男工七五〇〇・二〇圓、女工四九七八・二二圓（資料は、當會社の昭和二十八年六月の賃金臺帳より作成）。

又彼等職工の最近の缺勤日數は左表の通りである。

この会社の就業時間其他。

第 三 表

A会社最近一ケ年の缺勤日数

	月	1日 (缺勤)	2日	3日	4日	5日	6日	7日以上
昭和 27年	10	15人	5		2			29日1人(ガン)
	11	26	1	4				27日1人(ガン死亡)21日1人(肋膜炎)
	12	18	5		1	2		20日1人(不明)27日2人(肋膜炎と結婚)
28年	1	26	2	1	1			26日1人(産後病氣)
	2	16	8	3				
	3	34	5			1		29日1人(病氣)
	4	19	2	3				26日1人(中耳炎)
	5	16	2	3	3	2		7日11日各1人8日12日各1人(理由不明)
	6	11	4	4	1		1	9日2人17日1人(リュウマチ)13日1人(農繁期のため)29日1人(中耳炎)
	7	12	1	1	3		1	7日8日12日15日各1人(理由不明)
	8	16	7	3	1		1	7日2人21日1人(理由不明)

備考※當社は9月決算のため帳簿は10月より使用出來昭和27年9月は不明

※()内は缺勤の理由

※1ヶ月4日以上の缺勤は連休が多い

※この表は當会社の出勤表より作成

就業規則では、従業員の勤務時間は始業午前八時、終業午後五時、休憩、午前、午後各十分間、正午四十分間（第三條）であるが、實際は操業開始午前七時三十分、終業午後六時、晝休十二時—一時、中休三時—三時半（但し織場は中休十五分）であり、隔日に平均一人一時間の残業をする（残業手當は割一に一時間約二五圓）。中休時は織場以外の主として男工重労働者には、コッペパン、サツマイモ等のオヤツを出す。休日には就業規則によれば、1. (1) 日曜日（又は電休日）國民祝祭日に繰入れることもある。(2) 年末年始（十二月三十一日—翌年一月一、二、三日）。(3) 替休（八月十五日—八月十六日）2. 前項の休日は業務の都合上就業せしめ休日を振替える事がある。3. 前項の休日振替は休日が四週を通じ四日を下らぬ様行うものとする（第六條）。實際には、月二回の電休日を休日とし、日曜休その他はない。その外、一月一日—三日、八月十五、十六日、七月二一、二二日（祇園祭）、十一月二十日頃の恵比須講の休日と以上である。恵比須講と元旦の年二回は會社が全従業員に振舞をし、春の日歸りと、秋の一泊と、年二回の親睦旅行がある。春の旅行費用は會社持ち、秋は従業員と費用折半である。この旅行には貸機工場の従業員も参加する。（註2）

A 會社の福利厚生施設關係は、會社の規模の小さい事によるが、概して貧弱である。然しそれでも、桐生全體としては上位を占める。寄宿舎は、八帖、六帖の二間で普段は休憩所兼用であり、現在男工五人が寄宿している。女工一人女中三人は寄宿舎を利用せず、家族と同居である。運動施設としては、バレー、テニス（兼用）、野球道具一式、ピンポン場等。染色、ボイラー等に従事する労働者のために着替えようの衣類箱が一五、六ヶ用意されている。風呂場一ヶ所。衛生安全關係は、救急箱の備えつけだけ。衛生管理者は、事務員が一名兼職している。

以上A會社の簡単な素描である。

註1 貸機三五臺は常時これを使用しており、この會社の經營する貸機家はA會社専屬であつて、殆んど他には製品を出さない。

この三五臺を六軒が受け持ち、各家の繰機臺數と勞働者の數は左表の通りである。

貸機家名	繰機臺數	従業員數
A	9臺	10名(家族2名、内勞働2名)
B	8	10名(家族2名、内勞働2名)
C	12	13名
D	2	2名(家族勞働)
E	2	2名(")
F	2	2名(")

この貸機家には、耕の發注をし、巻箱にまでこしらえて、賃機に出す。各賃機家の繰機は、それぞれの所有であり、その繰賃をA會社が負擔する。その支拂額は自家生産の場合の勞賃の約倍額であり、賃機家はそこから必要な一切の諸経費、原價償却、勞賃、税金等を支拂い、且、それぞれの家計を維持することになる。

註2 A會社の休日制度は、その實際において、勞基法に定める最低基準以下である。給與水準も、産業別に見て紡織關係産業の賃金は低位にあり、然もその中でもA會社の水準は全織物産業の平均水準より下回ると云う低水準にある。(これは桐生織物等全體についても云えることである。因みに桐生の織物産業従業員の平均賃金は男、七八〇五圓、女、五七一二圓である。―前記調査課調べ―但し、この數字は事務職員も含まれているので、職工の平均賃金は、これより更に下まわるものと思われる)

四 試驗的調査 (B會社)

B會社も、A會社と同じく、その操業の歴史は古く、規模も戦前は比較的大きかつた。戦時中、一時解體し、終戦後昭和二二年八月に資本金一〇〇萬圓をもつて再開した。敷地は一、〇〇〇坪、工場は二六三坪(織場と、糸繰、管巻、整經等の準備作業場等を含む)、事務所、寄宿舎計一四三坪である。繰機は三九臺あり、全部稼働している。職工四六名、うち男工六名。事務職員は社長以下男四名、女二名。

生産品目。イ、輸出 ネタタイ布地、ガウン地(交織)

ロ、内需 人絹御召、名古屋帯

月産。イ、四、〇〇〇ヤール（約三、五〇〇平方ヤール）

ロ、一、〇〇〇反（約五、〇〇〇平方ヤール）

賃機。最も多く使用する時で二〇臺位、平均七、八臺。借入金は約二九〇萬圓（これは長期借入）

職工のうち、二十數名は自宅より通勤、寄宿舎を利用しているものは、男工三人、女工一五人、計一八名である。

A會社に比較すると寄宿人の數が若干多いが、この勞働者達の歸省地（出身地）は、皆桐生市外の梅田村、栃木縣飛騨村等、比較的近在である。職種別では、織布女工三〇名、糸練女工五名、管卷女工三名、検査女工二名、整理男工二名、機械保全男工四名、總計四六名となる。

各職場から大體平均して、男工五名、女工二九名を取り出して、それについて行つた調査では、平均年令男工三四・四歳、女工二五・六五歳。その學歷程度は、男工の場合、小卒一名、高小卒一名、舊制中學卒二名、新制工業高校卒一名であり、女工は、小卒五名、高小卒九名、新制中卒一四名、女子師範卒一名である。年令層は、女工の場合、新制中を出てまもない十代層が十四名で相當多く、二〇代層は六名と減少する。三十代層は四名、四十代は一名、五十代二名、最老令者は六十代（六六歳）一名となつている。異色は女子師範卒一名で、五十歳の女工である。経験年數は、この會社に二年九ヶ月、それ以前に準備工一年半。夫が視力障害のため、次男を抱えて働いている。この土地の定住者である。平均賃金は、女工、四三三八圓、男工八、〇〇〇圓となる。今年度八ヶ月間の職工の缺勤日數と、昭和二十八年八月一ヶ月間の職工別出勤、就勞時間表は次の通りである。この第一表は、B會社の出勤簿より作成したものである。

第一表

B會社昭和28年7月26日～8月25日 1ヶ月間出勤就労時間表						B會社昭和23年度(1月～8月) 職工缺勤表							
職工 名(男) 工	職 種 別 ※	出 勤 日 數	總 就 勞 時 間	時 間 外 就 時 間	有 給 休 暇 と た 日 數	缺 勤 日 數 ※	7月缺	6月缺	5月缺	4同缺	3月缺	2月缺	1月缺
							勤 日 數	勤 日 數	勤 日 數	勤 日 數	勤 日 數	勤 日 數	勤 日 數
1	イ	19	202	58	0	退社							2
2	イ	26	278	70	1	0				1	4		
3	イ	26	263	55	0	1	1	1	1	1			5
4	イ	27	291	83	0	0	1		1				
5	イ	25	284	76	2	0							10
(6)	ホ	27	293	85	0	0							
(7)	ホ	27	284	76	0	0						1	1
8	ハ	25	251	43	1	1	2			1	1	1	5
9	ハ	27	270	62	0	0	1		1	1	2	2	1
10	イ	23	209	1	0	4		1	1			8	7
11	イ	27	289	81	0	0	1	8		1	2		3
12	イ	27	282	74	0	0				1			
13	イ	26	258	50	0	1							4
14	イ	26	271	63	0	1							
15	ヘ	27	288	80	0	0						3	
16	ニ	26	275	67	1	0	2		1	2		5	3
17	イ	27	290	82	0	0						1	
18	イ	26	286	78	1	0		1			2	3	4
(19)	ホ	26	265	57	1	0							
20	ニ	27	291	83	0	0		1					
(21)	ロ	28	298	90	0	0							
(22)	ホ	27	293	85	0	0						1	
23	イ	27	289	81	0	0	2	5					4
24	イ	24	267	59	1	2			1				1
25	イ	27	290	82	0	0				2		5	
26	イ	27	291	83	0	0	1			3		3	2
27	ヘ	23	215	36.30	0	4	2		3		1		
28	イ	25	237	29	0	2	1	1		4		3	2
29	イ	26	248	40	0	1					6		
30	ハ	26	265	57	0	1	0		1		1		
31	ニ	27	291	83	0	0	3						

32	ハ	26	282	74	0	1							
33	イ	27	288	80	0	0	1			2	1		
34	イ	27	284	76	0	0		24		3			
(35)	ロ	27	290	86	0	0							
36	イ	17	140	10	0	10	3				2	3	5
37	イ	27	284	75	0	0							1
38	イ	25	263	55	1	1				1		2	4
39	イ	25	274	66	1	1			1				3
40	ハ	26	287	79	1	0							3
41	イ	21	214	43	0	6	3			2	1		
42	イ	24	282	74	2	0							
43	イ	6	62	9	0	21	5			1	4	1	3
44	イ	8	85.20	21.20	0	新入 工員							
45	イ	8	84.50	25.55	0	退職	0						
46	イ	2	22	6	0	退職	2			2		7	2

※ イ. 織布工 ニ. 管巻工
 ロ. 整経工 ホ. 機械保全工
 ハ. 糸繰工 ヘ. 検査工

※※ 月二回、電休日を休日とする。

就業時間は午前8時より午後5時迄で、それ以外を残業とする。

昭和28年8月は益休（電休日1日含む）3日、電休日1日計4日定休日があつた。

各月は、前月26日より当月25日迄を1ヶ月とする。

この会社の就業規則、給與規定等。

就業規則、給與規定等は、タイプライターで打つた労働基準監督署の指定による、会社備付けのものが一部あるのみで、(A会社も同じ) 工員等は各自持つていないし、又その内容に對しても無頓着である。もつとも頓着しないという點においては会社側も同断といえよう。そこにみられるものは近代的大企業が示すような、合理化された作業行程と、冷徹な勞務管理や經營社會政策ではないし、大企業の組織化された労働組合が示すような、階級觀念と、それに基づく強固な團結、そして、これらを基底に秘めた階級的な生活權の擁護斗争等でもない。再軍備と不況、それらに伴う企業再編の現段階に當つて、大企業の、労働組合活動の彈壓、大量の首切、従業員組合化への強要等と、それらに對抗する組織労働者達の、最低賃金制の要求、統一團體協約締結への斗争、再軍備反對闘争等々、政治と經濟とを表裏一體として勞使互いにその對決の度を深めて行く姿は、桐生の中小企業の場合においては無縁の衆生の如くみられる。今日のパンを得る事の困難な事も、實は日本資本主義の構造上の問題につながつていないだらうか。又明日のパンを確保するためには、尙更、想いはそこに馳すべきなのではないだらうか。然し事實は、今日のパンを得るために抜けがけの小道を探がし、或いは更に安易な方法として、難を労働者にしわよせする。一家の主たる労働者も、職を得て尙、不足すれば、その妻が職を探がし、或いはその子供等が職場に進出する。更には、本來賃金が労働力の價格であること、生活の基礎であること、端的には、パンを得ることの出来る賃金たるべきことを指適せずして、時間外労働や休日出勤によつて不足を補おうとする。立場は異るとも、無意識のうちこれら兩者の取る行動は、大企業、大商業、金融資本の合理化のしわよせを甘受し、それに隷屬する道であり、早晩つき當る狭い小道の暗

中模さくではないだらうか。

B 会社の場合における就業規定と實際との差も、前述A会社の場合と大同小異である。規定によれば労働者の休日

は左の通りである。

一、日曜日、二、年末年始(十二月三十一日—一月三日)三、暑中休暇(八月十五日、十六日)(就業規定第九條)
然し實際は、一、月二回の電休日、二、十二月三十一日—一月三日、三、七月二三日(祇園祭)、八月一五日、十六日、十七日、四、十一月二〇日(恵比須講)が休日であり、その外十二月三〇日は半日大掃除、一月四日は新年宴會で會社より従業員に振舞をする。又十月半ばに一泊二日の旅行があり、費用は折半である。簡単な調査の結果からみても、この旅行は労働者にとつて、非常な楽しみであるらしい。色々の祭り事に因んだ休日は一年を通じ比較的多いが、週休はA會社と同じく、月二回であつた。休憩は、午前十時より十分間(これは會社側の好意)、午後十二時より四五分間と四時より十五分間の合計一時間十分。お茶を出す。

福利施設としては、ビンボン臺、圖書(五〇冊)、ラヂオ、レコード、風呂場(現在使用せず)、ミシン一臺、食堂(十坪等がある。寄宿設備としては、工場、事務所等と同一棟の一部として、十帖二間、八帖、六帖各二間、四・五帖四帖各一間づつ、計八六・五帖ある。それを前述した如く、男三人、女一五人、計一八名が利用している。器具は會社側が支給する。寄宿舎利用者のための設備は、押入を仕切つて各人専用の整理櫃を設けてある程度である。

五 簡単な調査票より

今迄概観して來た、A、B兩會社は、桐生においては極めて經營能率のよいところであり、その労働者も比較的同一地方では望ましい待遇を受けているものと思われるのであるが、それでも、調査票の検討による兩會社従業員の生活状態は、「健康で文化的な最低限度の生活」からは程遠い感がある。

働く理由を求めたところ、大部分は「生活難」「子供が多い」「家族を養う」「食うため」等々、經濟的生活に密接に結

びついていた。A會社の場合、それ以外の理由を書いたものは「娯樂を求めるため」と言う十九歳經驗三年七ヶ月の女工が一人、「社會の義務」「人としての義務」と書いたものが、十五歳經驗三ヶ月の男工と、十五歳經驗七ヶ月の女工の二名位である。「娯樂を求めるために」働いているこの女工は、最近一ヶ月の收入七、〇〇〇圓のうち、五、〇〇〇圓を家庭に出し、小遣は二、〇〇〇圓位しかない。然も、本人を含め三人家族の、この女性の家庭總收入は、この五、〇〇〇圓も含め、たかだか一〇、〇〇〇圓である。従つて、家庭に出す五、〇〇〇圓も、彼女の嫁入仕度等にはとてもまわつてはいないであろう。又二、〇〇〇圓の小遣で、もともと得られる娯樂は、「被服費」、一、〇〇〇圓、「化粧品」七〇圓、「映畫」三回、「貯金」一〇〇圓位である。それでも他の職工に較べれば、素晴らしい消費生活である。「社會の義務」等と言う二名の少年工の、この働く理由は、それ程大きな意味を持つとは思われない。筆者がわした調査カードを前にして鉛筆をなめ乍ら考える彼等の態度は、恐らく半年前迄、新制中學在學中の試験答案用紙に向つた心理に近いであろうし、又その頃、社會科のある時間に「働くことの人間としての義務」を教師に説かれたであろう彼等が、このカードを前にして、それを想い出し、名答案と思つたかも知れない。その程度のものであらうと思う。同志社大の住谷教授の指導された、「丹後機業の構造分析」(京都勞研調査報告、第二輯)の中で、これと同じような、働く理由を書いた相當数の職工を分析して、中小企業の經營者の、大家族主義的、封建的イデオロギーによる勞務管理と、その効果のあらわれとしての、勞働者意識の低下を説かれてあるが、B會社の場合には、經營者側に意識的な、そういう指導理念は殆んど見當らなかつた。

又B會社の場合でも、生活手段以外に働く理由を求めたものが一人いるが、「人間として物事をおぼえたいため」と記入した、この十五歳、經驗五ヶ月の管卷女工の場合も、かかる理由づけをする意識は前例の場合と同じであらうと思われる。

又、A會社の場合、男工の平均年令二六・六歳、平均家族数は、五・二名で、平均賃金七、五〇〇・二〇圓、一家族當り平均總收入一四、四六〇圓。女工は、平均年令二八・八六歳、平均家族數五名、平均賃金四、九七八・二三四、一家族當り平均總收入一三、二六六圓では、その家計は相當苦しいものと思われる。B會社の場合でも、その様態は略同様である。A・B兩會社を通じて、田畑を持つてゐる家庭の平均は二・七反の零細農であり、最高五反、最低は一反となつてゐる。この地方の労働者達が殆んど地元出身者であり、労働力給源地が極めて狭い範圍内に限定されてゐることは、既に言及したが、彼等の應募方法は、兩社を通じて女工の場合は、友人の紹介が壓倒的に多數を占める、女工四名中、友人の紹介二一名、知人の紹介七名、自分で會社に申込んだ者一名、親兄弟の紹介七名、學校の紹介七名、下職の紹介一名となつてゐる。男工一六名の内譯は、友人紹介三名、知人四名、親兄弟七名、當會社社長一名、學校一名である。以上に共通してみられることは殆んどが縁古採用であり、學校からの紹介も、大部分が不熟練工たる新制中學校卒業生の場合であり、それが地元の新制中學校の場合であつては、公共機關を通じての採用というより、多分に傳統的、縁古募集的性格が強くあらわれる。少くとも公共職業安定所等の公式募集機關が、會社側からも、又採用された側からも、全く利用されていなかつたということは調査範圍が極めて局限されてゐるとはいへ、一應注目されてよいであらう。其處にあるものは、近代的労働市場の未確立（封建性）であり、地域的封鎖性である。

彼等職工の兩會社に對する希望乃至不滿というものはどうであらうか。調査カードには學問研究の資料たる事を銘記し、會社や従業員に何等迷惑のかかるものでない事を説明したのであるが、この項についての解答率は三〇％位しかない。この項入した女工のうちで多數を占める不滿は、娯樂、運動等の設備に對する不滿と、一日十一時間位働いて一ヶ月三、〇〇〇圓位しかならない給料に對する不滿とである。この點を強調するものは、大部分十代の女工達である。男女を通じて、兩會社の行ふ秋の一泊旅行は余程の楽しい印象を残してゐるとみえて、更に一回を増し、春秋二

回位旅行したいという希望が若干ある。旅行に對する希望は三四歳の男工逸も含めて、相當の比率となつてゐる。然し、娯樂、運動施設の改善、強化や、給料値上げを要求する職工が殆んど十代の女工であり、更に、就業時間の長い事、時間的なゆとりの欲しい事を語り、食堂、更衣室等に對する不満を表明するのも概して十代女工であるという事は、面白い現象である。始めて社會に入り、よくない環境の中で低賃金、高労働に従事するという事は、彼女等にとつて著しく不満なのであらう。或いは意識の低い二〇代三〇代以上の女工に比して、彼女等十代が、ロマンティックではあるが、未だ染まらぬ健康な人間的感覚を失わずにいる證據でもあらうか。男工の場合は、いささか異なつてくる。就業規則にある通り、週一回の休みにして貰いたいとか（二三歳経験三年半、月收六、〇〇〇圓の男工）、完全な八時間制を守つて現在程度の賃金が欲しいとか（二三歳経験五年八ヶ月、月收六、〇〇〇圓の男工）、年二回の昇給が望みたいとか（五〇歳経験三五年、月收九、〇〇〇圓の男工）、その他、労働時間の問題にしても、又は給料の問題にしても、焦點が女工の場合より、ずつと具體的で、自己の現在の境遇と、その状態を客觀的に眺め分析し、要求する労働者の視角を具體的な生活環境から割出して或る程度生み出している。然し、そういう考え、氣持は集團的、行動的な姿をとつてあらわれるということはない。裡に秘めて反越するだけであり、これが實現のための手段方策を探し出してゆく努力、思考とは未だ遠き感を持つ。

A・B兩會社共、その男女職工の收入よりする毎月の貯蓄は、大體三〇〇圓から四〇〇圓位が一番多く、最低〇圓から、最高二、〇〇〇圓位迄平均すれば二八〇圓位である。又職工の一ヶ月に使用する小遣は、女工平均六二六圓、男工平均七六〇圓である。最高は、二三歳経験十年五ヶ月の女工が、月に四、〇〇〇圓の小遣を使つてゐる。彼女は住込みで交際費にその半額迄支出するという。出身地は桐生市外で畑三反あり、父は大工の七人家族である。最低は勿論〇圓。男工の場合は、平均小遣費用は、一ヶ月七六〇圓で、最高は二三歳経験五年八ヶ月三人家族で姉、妹共に

働いているという男工の三、〇〇〇圓がある。最低は女工の場合と同じである。

六 二 三 の 覺 書

桐生織物企業が、A・B兩會社の例においても、桐生全體においても、相當低賃金の労働力を雇傭しているという事は、例えば、十大紡の如き獨占資本の隷屬下にある泉州綿織物工業地帯の昭和二十七年三月と言う一年半も以前の労働者の平均賃金よりも更に低いという事をもつて一應の比較とすることも出来る。^(註)

註 大阪市立大學經濟研究所「大阪における鐵鋼業・綿織物工業の實態」参照。

右調査によれば、従業員數二一名―五〇名の會社における常備男工の平均賃金は、昭和二十七年三月現在で、一〇、九四五圓、同じく女工は、五、九七五圓。又従業員數六名―二〇名のところでは、同じく男工八、四二〇圓、女工六、二四八圓(同書三一頁)と何れも桐生より上廻つてゐる。しかもA・B兩會社と従業員數が略同程度の二一名―五〇名の泉州の會社の場合、労働者の一日平均の労働時間は九・八八時間にすぎず、その一ヶ月當り平均労働日數も昭和二六年一月二日に二三・六日、昭和二十七年三月に二六・七日と何れも桐生の場合より下廻る。

このような低賃金労働力を用い乍ら、然も特に輸出メーカーの經營狀態の芳ばしくないというのは、機械技術の低度は當然として更に、原糸の値上り^(註1)、輸出價格の下落^(註2)、及び同業の競争激化のためである。同業間の競争激化は、中小企業安定法に基ずき、昭和二八年四月一日に、桐生、福井、金澤等の織物中心地の各業者を中心として「輸出織物調整組合」を作つて、この競争の緩和を圖ろうとしてゐる。その内容は、織機を登録し通産省の許可の下に必要な場合操短を行う事を骨子としている。然し、實際には、この機構は八月迄、殆んどみるべき對策を講じてはいないし、又紡績における十大會社の如く、質的な同等性と、古い歴史を持つ、その強固な團結性には、凡そ比すべくもな

人 絹 糸

ケシ120d	ケシ150d	ビス120d	ビス150d	種別
				月日
215~220 _前	230~235	207~208	210	昭和28年 1月5日
240	235	230	217~220	1月31日
246	225	228	216~217	2月27日
225	218	200	215	3月31日
229	210	223	218	4月28日
268	235	250	235	5月30日
288	260	258	255	6月30日
293	265	260	255	7月31日
300	285	302	275	8月31日
320	287	320	280	9月3日

化繊協会調べ

單位ポンド

く、製品種別の多様性、各地域に於ける歴史的傳統的な特殊性が原因して、統一力の薄弱さや、計畫性の缺如となりこの組合は無爲無策、何等實效ある救済手段を實施し得ていないというのが實情である。

註1 輸出向マフラーの原料たる、人絹糸の今年度一月より現在迄の、内需相場は次の如くである。

右表の如く、約八ヶ月の間に、人絹糸はそれぞれ四〇%—一五〇%の値上りを示し、昭和二四年頃の公定価格と、現在とでは七〇%からの値上りとなつてゐる。

註2 一方輸出価格の面では、原糸の公定価格が存在した終りの時期には、輸出人絹マフラー、一ダース約四ドル五セントであつたものが、今は一ダース、約一ドル七〇セント位に迄値下がりしている。輸出価格の値下がりは、市場の狭隘化と、機業者輸出業者の買込競争の激化である。

若干の賃機屋を經營しているB會社の言によれば、マフラーを主として織る場合の、賃機業者（織機十臺以下の零細機業者）の一つの實態は以下の通りである。

現在稼働織機一臺當りの一日の収入は、機織女工に支拂う織賃、紋紙代、動力代、消耗品費、雜費、原價償却費、

及び最低の生活費等を含め、六〇〇圓程度を必要とする。織元が賃機屋に支拂う織賃は、マフラー一枚について十圓が相場で、俗に「ガチャ万」と言われた好景氣の昭和二四年頃には織賃は四〇圓であつた。熟練した女工が、一日に一五時間以上織機を稼働させて得る生産量は、最高四〇枚位迄である。この場合、四〇〇圓の収入となるが、然も二

〇〇圓の赤字である。この赤字補填のため、色々の努力が尙この上に拂われる。

1. 女工の賃金の切り下げ、労働時間の延長等の外に、兼業農家で女工を、自宅に同居せしめているような賃機屋の場合には、自家保有米その他の食料品を高價に計算し、食事費を女工の給料から差引く。

2. 例えば女工が午前五時から午後八時迄働き、そのあと、午後八時から翌朝五時迄は家族が就業して、織機を二四時間稼働させ、不拂の自家労働によつて、或いは二〇枚余計に生産し、赤字を埋める。

3. 賃加工の場合、原料の余剰でカバーする。普通マフラー一枚を生産するのに要する人絹糸の量は、〇・一五ポンドであるが、買繰商等が、賃加工させる場合には、一枚につき〇・一五三ポンド位と、若干、余分に原糸を渡す。原糸の価格をポンド、三〇〇圓とすれば、マフラー一枚につき〇・〇〇三ポンドのデメは、九〇錢分の原糸が手許に残り、一日、一臺の織機が五〇枚織るとすれば、買繰商から、それに應じて渡される原糸から生ずるデメは、〇・一五ポンド、四五圓の余剰が、賃加工機屋の手許に残る。

以上のような、零細輸出物メーカーの困窮と、それに従事する職工の苦惱は、最近の合理化―然も再軍備經濟に於たり、獨占資本の強化を中心目的とした合理化の一断片を物語るものであらう。ドル不足から原綿、原毛の輸入削減を傳えて、再び騰貴し始めている化繊原糸の値動きは、大手化繊メーカーの利するところとなつて、その犠牲を零細織布業にしわよせせしめてゆく。大企業の組織労働者達に對しても充分な社會保障は與えられてなく、まして最低賃金制度も施行せられていない現状なのに、労働組合の、企業組合化、職階制の強化と獨占資本の攻勢は、その道をすすめている。そして、新しい勞資關係の基盤に立つて、労働法規を改悪し、社會政策的な諸法制、諸施設を後退せしめ、以て再軍備經濟・從屬經濟へのつゆ拂いをし、不況の獨占資本家的克服を圖らうとしている。かかる攻勢

にあつては、弱少の中小企業と、そこに働く未組織労働者が、加えて金融資本、商業資本の中間搾取にあつたとき、かつて終戦後のブーム下に亂立した彼等の足下に暗いかげがさしかけて来るのは、當然の事であらう。

中小企業に従事する労働者達の意識が低く且組織力の弱い事も確かであるが、彼等が、その低劣な労働条件のもとより抜け出せるように、そして中小企業がむしろ彼等と一體となつて、團結し、現今の不況を乗り切るためにも、その一方策として、家内労働法の制定が要望されてよいのではないだろうか。前期的な性格を持ち、問屋等に隷屬しているこれら中小企業の積極的保護育成を圖る、というためにではなく、むしろかかる非近代性の克服のために家内労働法による保護と、家内労働者の團結、組織化が、如何に役立つかは、廣く英・佛等ヨーロッパ諸國の歴史が明らかにして置いているところである。組織労働と、未組織労働と、家内労働との分離が、逆に組織労働を下から弱体化せしめ、労働運動の健全な發展、民主化を阻むものであることは明らかである。ひいては、これが益々中小企業をして獨占企業に隷屬化せしめる道を開く結果をもたらすならば、かかる配慮は特に意義を持つてくる。組織労働の、統一團體協約の締結と最低賃金法制定等の要求は、未組織と家内労働の組織化、家内労働法制定の要求をも含めて共同闘争の姿となつてこそ、最も強力なものとなり得るものであらう。

實質的には、明らかに労働基準法の空白地帯となつて居る中小企業の労働問題は、形式的な監督の強化、罰則の勵行だけを以てして足りるものではないのである。